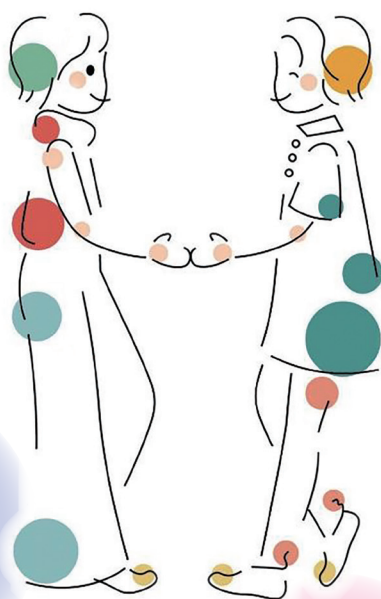


スマイル

山陽小野田市 男女共同参画情報誌



恋人同士の間で起こる暴力・・・あなたは大丈夫？

特集『令和6年度 山口県女性活躍推進知事表彰

「男女共同参画社会づくり功労賞」受賞』・・・1

性の多様性について知ろう・・・・・・・・・・2

パートナーシップ宣誓制度・・・・・・・・・・2

知っちゃる？デートDV・・・・・・・・・・3～4

ワークライフバランス・・・・・・・・・・5

第4次さんようおのだ男女共同参画プラン・・・・6

相談窓口・・・・・・・・・・7

発行：令和7年3月

編集：山陽小野田市市民活動推進課 人権・男女共同参画室



Sanyonoda
スマイルシティ山陽小野田

1.特集:令和6年度 山口県女性活躍推進知事表彰 『男女共同参画社会づくり功労賞』受賞

山口県では、様々な分野でチャレンジし、地域で活躍する女性等の功績を称えるとともに、身近なロールモデルを示すことで、県民の理解と関心を高め、もって、女性の活躍を促進するために「山口県女性活躍推進知事表彰」を実施しています。今年度「男女共同参画社会づくり功労賞」を受賞された岡部つや子氏をご紹介します。



岡部 つや子氏

山陽小野田市連合女性会 会長
山陽小野田市女性団体連絡協議会 副会長
山口県連合婦人会 副会長

平成23年5月～ 山陽小野田市連合女性会 会長
平成28年～ 山口県連合婦人会 副会長
平成29年～ 日本赤十字社山口県支部地域赤十字奉仕団 副委員長
令和2年～ 山陽小野田市女性団体連絡協議会 副会長

【主なこれまでの活動内容】

■山陽小野田市連合女性会 会長

女性の教養を高め、豊かな地域の発展、男女共同参画社会の構築に寄与することを目的として活動し、生涯学習や地域の絆づくり、青少年健全育成に寄与する活動を積極的に行っています。

教養を深めるだけでなく、「学ぶ楽しさ」を再認識してもらうこと、「学び」を通じて受講生の人生が輝き続けることを目的として、生涯学習フェスタや市民力レッジ等を主催しています。令和6年度の生涯学習フェスタは、大正琴の演奏で開幕し、舞踊4団体、フラダンス7団体、フォークダンス3団体ほか、全18団体が参加し、パッチワーク、編み物、生け花、クラフトバンドの手提げバック、フラワーアレンジメント等も展示しました。



■山陽小野田市女性団体連絡協議会 副会長

市内女性団体の連絡協調を密にして、女性の社会参加活動の促進を図り、女性の地位向上と福祉の増進に資することを目的とした団体です。

総会や交流研修会、新春のつどい等において、コミュニティづくりや防災、福祉等様々なジャンルの講師を招いて講演会を実施するなど、当団体の重点目標である「男女共同参画社会を目指し政治や経済に関心を高める」、「団体間の連携を深める」、「女性の力で地域を元気にする」ための活動を継続して実施しています。

■山口県連合婦人会 副会長

地域婦人会の連絡調整を図り、女性の教養を高め、豊かな地域の発展並びに男女共同参画社会の構築に寄与することを目的とした団体です。

多岐にわたる婦人活動に加え、交通安全にかかわる活動や結核及び生活習慣病予防を中心とした健康にかかわる活動などを長年実施しています。令和5年に実施された、山口県連合婦人会70周年記念大会では、永年功労者表彰を受賞されました。

岡部 つや子 氏より一言

このたび、男女共同参画社会づくりに貢献したとして栄えある表彰を受けました。

私にとって、大変名誉なことですのでうれしく思います。ありがとうございました。

日々の暮らしの中で、誰もが尊重し合い、活躍でき、誰もが安心して暮らせる明るい地域、社会づくりを目指して男女共同参画社会という広い輪を感じながら皆さまと共に、今後も一層、自分磨き、地域活動に貢献してまいりたいと思います。

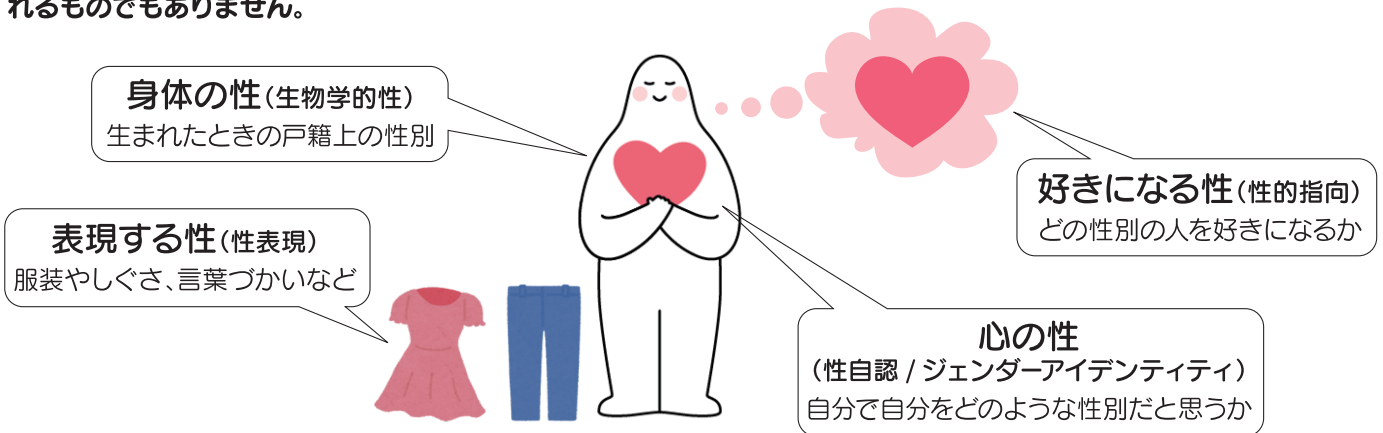
今後も一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。



2.性の多様性について知ろう

「性のあり方は人それぞれ」

性のあり方には、大きく分けて4つの要素があります。それぞれの組み合わせによって、様々な性のあり方が形作られています。性の数は人の数だけ様々なバリエーションがあり、個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものでもありません。



「LGBT」ってなに？

LGBTとはL: レズビアン、G: ゲイ、B: バイセクシュアル、T: トランスジェンダーそれぞれの英語の頭文字をとって作られた言葉です。性的マイノリティを表す総称の1つとして使われており、LGBT以外にも多様な性を表す言葉は数多くあります。当事者が自分の性(セクシュアリティ)を表現する言葉を尊重し、他人が決めつけることのないよう気をつけましょう。

Lesbian

同性を好きになる女性
(性自認と性的指向がともに女性)



Bisexual

男女両性を好きになる人
(性的指向が女性にも男性にも向いている)



Gay

同性を好きになる男性
(性自認と性的指向がともに男性)



Transgender

「身体的性」と「心の性」が一致しない人や
違和感のある人



性のあり方は一人ひとり異なっており、多様な性のあり方を尊重することは大切なことです。
それは誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現につながります。

3.パートナーシップ宣誓制度

山口県パートナーシップ宣誓制度

- お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したカップルが、山口県に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓し、公的に宣誓したことを証明するものです。
 - 法的婚姻が認められていない同性カップルなどの日常生活の様々な場面を感じている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して導入するものです。
- ※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の効果(財産の相続、税金の控除など)が生じるものではありません。

山陽小野田市で利用できる行政手続き

- ・市営住宅入居申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・建築住宅課
- ・納税に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・税務課
- ・患者が入院する際に、パートナーが身元引受人になること・・・・・・市民病院

など



※他にも利用できるサービスがあります。サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。詳細は各担当課へお問合せください。

山口県パートナーシップ宣誓制度



4.知っちゃう?デートDV(恋人からの暴力)

好きでおつきあいしているのに、お互いの関係が《対等でない》と感じることはありますか?たとえば、自分は望んでいないのに、相手から「無理をさせられている、我慢させられている」と感じたら、それはデートDVかもしれません。

デートDVはただのケンカとは違います。相手の感情を無視して一方的に自分の言いなりになるように仕向けたり、相手を見下して自分の価値観を押し付けたりして、結果的に大切な交際相手の心や体を傷つける《暴力》のことです。つまり、相手を自分の思いどおりにしようとする行動や行為をデートDVといいます。



デートDVって?(内閣府 HP)

暴力の種類

※DVは複数の暴力が重なって起こる場合もあります

体への暴力

殴る
蹴る
たたく
物を投げる など



心への暴力

イヤな呼び方をする
バカにする
無視する
おどす など



お金に関する暴力

デート代をいつも払わせる
借りたお金を返さない など



性的な暴力

イヤがっているのに体を触る
裸の画像等を撮る
裸の画像等を送らせる など



他にも SNS を使った暴力もあります

束縛

メッセージのチェック
数分おきの電話
連絡先の削除
GPS 機能の悪用 など

写真のアップ

勝手に写真をSNSに
アップする など



悪口

SNSに悪口を
書き込む など



チェックシート

1つでも当てはまるものがあつたら、自分と相手との関係をもう一度考えてみましょう

あなたの恋人は・・・

- ☐ ケンカをしたとき、あなたを殴ったり、蹴ったりすることがある
- ☐ あなたに対して「バカ」「ブサイク」など、傷つく言い方をすることがある
- ☐ あなたが友だちと仲良くしていると、「自分のことを大事にしていない」と言って、あなたを責めたり、あなたが友だちと会うことをやめさせたりすることがある
- ☐ あなたのスマホ等をチェックして、他の人との LINE を勝手に見るすることがある
- ☐ 「好きならいいだろう」と言って、あなたの気の進まないことを無理やりさせることがある

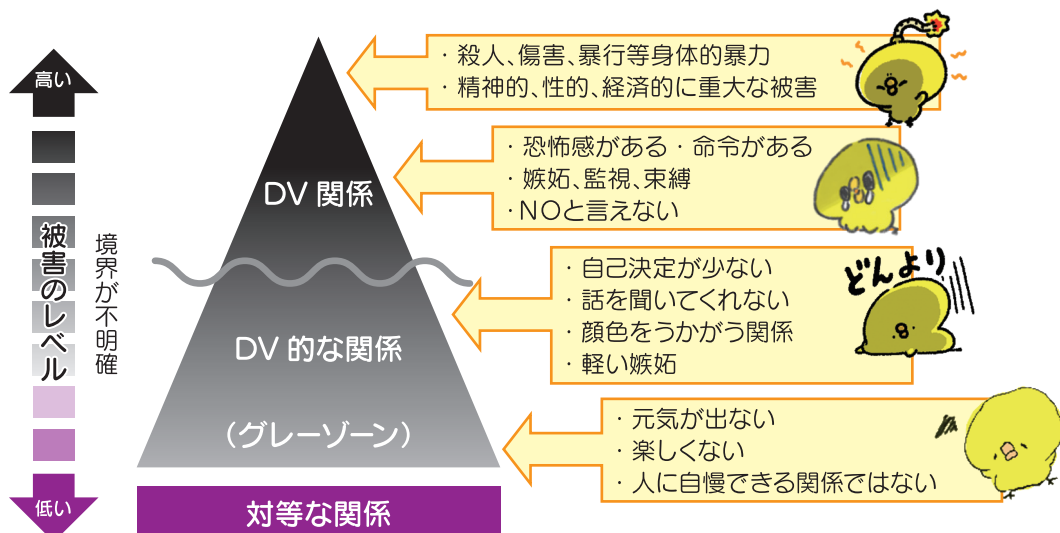
あなたは・・・

- ☐ 恋人が自分の言うことをきかないと、イライラすることがある
- ☐ 恋人が自分のことを好きなら、イヤなことでも応じるべきだと思う
- ☐ 気に入らないことがあつたとき、恋人のせいにすることがある
- ☐ イライラすると、恋人の目の前で物をたたいたり、大きな声を出したりすることがある
- ☐ 恋人の友だち付き合いを制限することがある

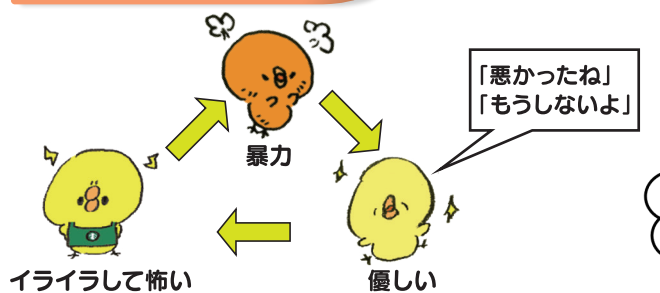
デートDVの特徴～どこまでが恋愛?どこからがDV?

どこからがDVで、どこまでならDVではないのかといった疑問があります。これに答えるために、「グレーゾーン」の視点を持っていることが有効で、デートDVかどうかを見極めたり、関係を対等なものに変えていくときに使えるものです。

何がDVかは機械的には決められませんが、「グレーゾーン」を意識して、DVに近づく危険性が何かを知っておくことが大事です。

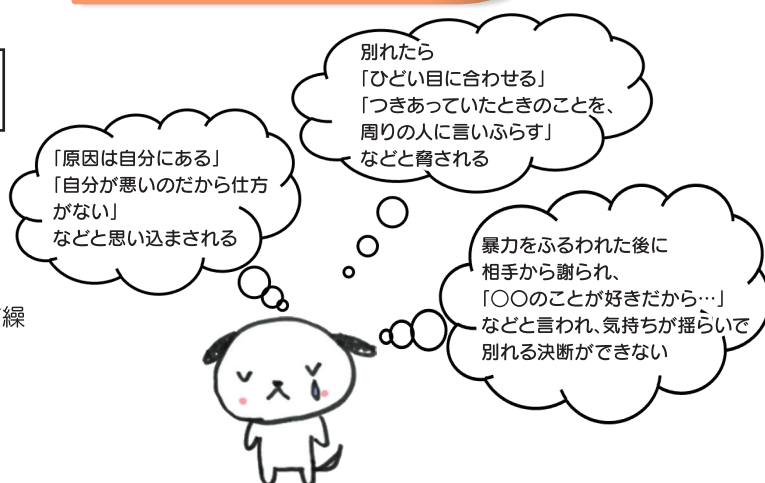


デートDVのサイクル



暴力にはサイクルがあり、暴力を振るう時と優しい時が繰り返されるうちに「自分が我慢すれば…」
「愛されてるから怒られるんだ…」
などと思い込み、離れられなくなることが多いです。

どうして別れられないの？



お互いに心地よいつきあいて？

暴力を認めない

どんな事情があったとしても、暴力をふるっていいという理由にはなりません。暴力によらない解決方法があるはず。暴力は身体的なものに限らず、精神的なものや性的なものもあります。どのような暴力であったとしても、暴力をふるうことは決して許されるものではないのです。

自分のことを大切にする

人はみんな生まれながらにして一人ひとり大切にされるべき存在です。暴力をふるわれてもいい人など一人もいません。いやなことには「NO」と言うことができるのです。自分の気持ち、自分の体を大切にすることを大切にしましょう。

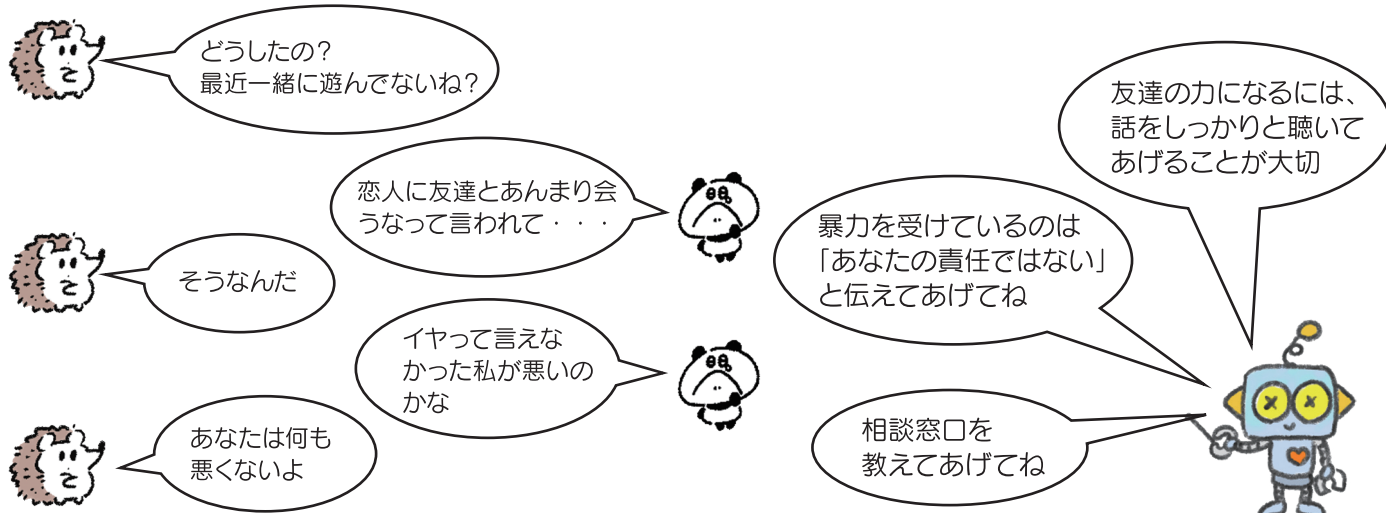
相手のことも大切にする

自分のことを大切に思う気持ちと同じように、相手への思いやりの心、相手を大切にすることを常に持つことも大事です。相手の話に耳を傾けましょう。自分の意見や考えを相手に押し付けず、相手が自分と異なる意見や考えを持っているとしても、違いがあるということを認め、受け入れましょう。そして、自分はどう思うのか、相手に言葉で伝えましょう。

友達から相談されたら

友達の話をまずじっくりと聴いて受け止め、**他言しないことが大切です。**「あなたも悪かったんじゃない？」などとは**言わない**で、その人の考えや気持ちをわかってあげるようにし、**《暴力》を受けているのは「あなたの責任ではない」と何度も伝えましょう。**

それに、「ひどい人だな。すぐに別れた方がいい」などと、あなたの意見を押し付けないよう気をつけましょう。悩みを打ち明けている本人が自分で考え、自分で自分の行動を決めることができるように支えになりましょう。



相談窓口

交際相手からの暴力は、自分で解決するのは難しい問題です。相談してください。

DV相談ナビ はれば **#8008** 配偶者暴力相談支援センターにつながります

プラス **DV相談+**



チャットでも相談できます

5.ワークライフバランス

誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方ができる社会



「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取組といった仕事と生活の調和実現のための施策を社会全体として推進しています。

育児・介護休業法が改正されます。 令和7年(2025)年4月1日から段階的に施行

【改正の趣旨】

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ① 子の看護休暇の見直し | 義務：就業規則等の見直し |
| ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 | 義務：就業規則等の見直し |
| ③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加 | 選択する場合は就業規則等の見直し |
| ④ 育児のためのテレワーク導入 | 努力義務：就業規則の見直し |
| ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大 | 義務 |
| ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 | 労働協定を締結している場合は
就業規則等の見直し |
| ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備 | 義務 |
| ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 | 義務 |
| ⑨ 介護のためのテレワーク導入 | 努力義務：就業規則等の見直し |

⑩⑪▶令和7(2025)年10月1日から施行

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ⑩ 柔軟な働き方を実現するための措置等 | 義務：就業規則等見直し |
| ⑪ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 | 義務 |

育児・介護休業法 改正ポイント



育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要



6.第4次さんようおのだ男女共同参画プラン

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本政策を定めるとともに、平成19年3月より「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定しており、現在のプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」を踏まえ、策定しています。



「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」

1 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発
- ・子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実
- ・男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援

2

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ・市政における女性の参画の推進
- ・市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進

3

誰もが能力を発揮できる就業環境の整備

- ・均等な雇用機会と待遇の確保
- ・多様な働き方を受容する環境の整備
- ・ひとり親家庭等に対する支援
- ・農林水産業における男女共同参画の推進

4

誰もが参加できる地域社会づくりの整備

- ・地域づくりにおける男女共同参画の推進
- ・防災活動における男女共同参画の推進
- ・国際交流と多文化共生の推進

2 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

5

ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

- ・ジェンダー平等の推進

6

多様性を尊重する人権教育・学習の推進

- ・多様性を尊重する学校教育の充実
- ・多様性を尊重する社会教育の充実
- ・多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成

3 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

7

パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

- ・パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- ・相談体制の充実及び被害者の保護
- ・被害者の自立に向けた支援
- ・セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

8

生涯を通じたみんなの健康の支援

- ・生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- ・妊娠・出産等に関する健康支援
- ・適切な性教育の推進
- ・心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

7.相談窓口

秘密は守られます
一人で悩まずご相談ください

DVなどの相談

DV相談プラス

☎ 0120-279-889 電話・メール(24 時間受付)
チャット(12:00～22:00)



山口県男女共同参画相談センター

性別による差別的取扱いやその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談をはじめ、夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー被害、一時保護に関する相談等
電話相談・弁護士、医師、心理士による面接相談もあります。

☎ #8008 または 083-901-1122 DVホットライン(緊急用) ☎ 0120-238122

つながるやまぐちSNS相談

児童虐待・DV・ヤングケアラー・子育て不安・家庭や家族の悩みなどの相談
LINE 相談(24 時間受付)



LINE 相談

山陽小野田市市民活動推進課人権・男女共同参画室

配偶者等からの暴力、性的被害、家庭関係破綻についての電話相談、面接相談

☎ 0836-82-1137(月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く))

つながりサポート山口

DV や女性の悩み相談、面接相談

月～金曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)

☎ 0836-37-5611 ・メール相談 ysnw2021@outlook.jp

・SNS(チャット)相談 ・面接相談(要予約)

・リモートカウンセリング(要予約)



SNS(チャット)相談

緊急時は、山陽小野田警察署
☎0836-84-0110 または110番に
連絡してください

「児童虐待」
気になったら
☎189
(いちはやく)
(24時間対応)

性犯罪

Curetime

性暴力についての悩みをSNSやメールで相談できます



女性犯罪被害相談電話 (レディースサポート110警察)

フリーダイヤル ☎ 0120-378387

携帯電話 ☎ 083-932-7830(24 時間受付)

全国共通 ☎ #8103(24 時間受付)

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお

性暴力被害の相談。面接相談や、弁護士、
臨床心理士によるカウンセリングもあります

☎ 083-902-0889(24 時間受付)

困りごと・悩みごと相談

相談名	内容	問合せ先	電話番号
司法書士・弁護士による法律相談	弁護士等への相談	市役所 生活安全課	0836-82-1133
市民相談	専門窓口の紹介	市役所 生活安全課	0836-82-1133
人権相談	人権に関する相談	市役所 市民活動推進課	0836-82-1137
ヤングテレホンさんようおのだ	学校や心の相談	市役所 社会教育課	0836-84-2000
福祉総合相談	心配ごとと悩みごと相談	社会福祉協議会	0836-38-8348